平成２４年（フ）第４３７号
高知市鳥越150番地７
債務者　宮本　明美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４３９号
高知市神田2264番地１　西川陽造方
債務者　北村　初子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４４１号
高知市加賀野井１丁目７番３号
債務者　大上　節子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８２号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目３番５号　原口アパート202号
債務者　白濵　幸也
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２５５４号
札幌市東区北30条東15丁目３番１号　八千代荘６号
債務者　山中　重三
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７３２号
札幌市南区南33条西11丁目２番13号
債務者　三浦　文代
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７３７号
札幌市西区八軒５条西２丁目５番９―201号
債務者　荒井　宏文
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７５３号
札幌市西区発寒12条５丁目４番４号　ロジェ・オオヤマ201号
債務者　廣川　鉄矢
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７６８号
札幌市西区西野３条２丁目４番３―402号
債務者　崎野　清榮
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７７６号
札幌市北区北23条西７丁目２番25号　コーポながた102号
債務者　大橋　知章
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７９６号
札幌市中央区南15条西６丁目２番13号　高杉マンション201号
債務者　阿部　勇治
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８２７号
札幌市南区真駒内本町７丁目10番６号　佐藤雄吉アパート
債務者　柴田　則子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３５号
仙台市青葉区滝道13番４号、従前の住所横浜市保土ケ谷区月見台50番26―102号
債務者　澁澤　未来
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４９号
宮城県気仙沼市新町６番27号、住民票上の住所宮城県気仙沼市浪板58番地２
債務者　後藤　竹男
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第５０号
宮城県気仙沼市新町６番27号、住民票上の住所宮城県気仙沼市浪板58番地２
債務者　後藤惠美子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第３２６号
群馬県前橋市総社町総社3000番地２　シティーハイツサイネリアＡ―207号
債務者　林　　孝至
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４４号
群馬県前橋市大利根町２丁目７番地17　カーサビアンカＢ―204号
債務者　青木　誠至（旧姓高山・茂原・南出）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係